

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和元年5月27日 午後4時19分～午後7時20分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	北垣 裕之
事務局参与	能島 裕介
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	橋本 謙二
学校教育部長	高橋 利浩
学校教育部次長	宮原 久弥
教育総合センター所長	平山 直樹
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
教育振興基本計画担当課長	高武 信司
職員課長	竹原 努
幼稚園・高校企画推進担当課長	北川 貴宏
学校教育課長	平岩 健太郎
いじめ防止生徒指導担当課長	東 政信
こども教育支援課長	嶋 名 雅之

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

(1) 議案第40号 職員の人事について

(2) 議案第41号 令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書採択方針について

日程第3 協議・報告事項

(1) 新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について

(2) 12月20日に発生した中学校生徒自死事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」の答申を踏まえた再発防止策の進捗状況について

(3) 尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について

日程第4 教育長の報告と委員協議-

午後4時19分、教育長は開会を宣した。

松本教育長           本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
                          日程第2「議事」の「議案第40号 職員の人事について」は、会議規則 第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員            異議なし

松本教育長           異議なしと認めます。  
                          よって、「議案第40号」は、会議規則 第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことと決しました。  
                          なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。  
                          それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長        4月臨時会及び定例会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長           報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長           質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月臨時会及び定例会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員            異議なし

松本教育長           意義なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。  
                          次に、日程第2「議事」の「議案第41号 令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書採択方針について」を議題とします。  
                          提案理由の説明を求めます。平岩 学校教育課長。

学校教育課長        学校教育課長でございます。それでは、「令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」についてご説明いたします。  
                          今年度の採択に関しては、小学校と中学校における「特別の教科 道徳」の教科用図書以外の教科を選定します。  
                          基本方針のご審議に先立ちまして、教科用図書採択の仕組みを説明させていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。尼崎市教育委員会は採択に関する基本方

針を決定し、義務教育諸学校教科用図書選定委員会から報告を受け、採択します。真ん中あたりの「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第15条をご覧ください。同一の教科用図書を採択する期間は、4年となっております。続いて、2ページの採択周期をご覧ください。小学校の従来の教科と道徳におきましては、本年度が採択替えの年にあたります。中学校においても従来の教科は採択替えとなります。しかしながら、表の下の説明にもございますように、中学校の学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度の1年間のみの使用となることに加え、平成30年度検定において、新たな申請がなかったことから、これまでの使用実績を踏まえつつ、前回の平成27年度における調査研究の内容等を活用して、継続して使用することに差し支えないか、調査審議します。続いて、下の令和2年度教科用図書採択までの流れをご覧ください。本日の教育委員会で、採択に関する基本方針を審議していただき、それに基づいて、教科用図書選定委員会を6月3日から7月2日の間に開催し、教科用図書の調査審議をいたします。その後、選定委員会から提出された報告書・申請書と、教科用図書の見本等を、事前にご覧いただき、7月22日の定例教育委員会で採択いただきたいと考えております。

それでは、基本方針を説明いたします。別紙をご覧ください。はじめに「義務教育諸学校」についてですが、議案第41号—2「令和2年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」をご覧ください。基本方針の最初の3行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。あまがさきの教育における基本方針を踏まえ、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を、公正に採択するものであります。次の1から6には、採択についての基本的な考え方等を書いております。

では、今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。5をご覧ください。採択すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」によって定めており、まず、(1)の小学校においては、本年度が採択替えの年度であるので、小学校目録(令和2年度使用)に登載されている教科書のうちから新たに採択を行います。次に、(2)の中学校については、「特別の教科 道徳」以外の教科用図書について新たに採択を行います。なお、「特別の教科 道徳」以外の教科については、平成31年度3月29日付け30初教科第33号「2020年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」に基づき、平成26年度検定合格図書等の中から採択を行います。また、(3)の養護学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、学校教育法附則9条の規定による「一般図書」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。また、選定にあたっての評価項目としては、議案第41号—3にまとめております。特に、内容の配列や分量、参考事項の1行目、「尼崎市の子どもたちの学力や生活の実態を踏まえる」こととしていることが採択のポイントとなります。

次に、議案第42号—4をご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらにつきましても、「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、異なる点とし

ましては、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えができることと、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請することです。そして、この申請に基づき、教育委員会で採択していただきます。

続いて、説明資料の3ページをご覧ください。こちらは、尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例です。これに基づき選定委員会を組織し、先ほどの期間中に、教科用図書の調査・審議をさせることになります。

最後に参考資料として、5ページから県の基本方針を、また、9ページから10ページに、今年度使用の検定済み教科書一覧、をつけております。11ページ以降には、文部科学省の通知をつけております。以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 中学校は来年度採択する必要があるから継続して使用し、小学校は全科目を採択するのか。

学校教育課長 小学校は英語・道徳をいれて13科目の採択を行います。

徳山委員 教育委員も全てをチェックすることになるので、13科目に6学年をかけると大変な量となり、非常に困難を感じる。各委員が事前に教科書を借りて確認していかなければならない。

濱田委員 評価項目のなかで前回の選定時と変わっている箇所はあるか。

学校教育課長 内容の配列の2つ目に、児童生徒が主体的に学習できるような工夫があるかという箇所を加えております。

徳山委員 選定対象となる教科書の冊数は全部でいくらになるのか。

学校教育課長 305冊から選び出します。

仲島委員 学年によって違いはあるが、発行社ごとに傾向があるので、その傾向のなかで主体的・対話的に深い学びができる教科書を選ぶことがポイントとなってくる。選定委員会の日程には予備日を入れるようにしなければならない。7月22日の教育委員会で採択されない場合もある。

学校教育課長 日程については企画管理課と調整していきます。

磯田委員 公共施設などで教科書を閲覧できるようにしていると思うが、それらを閲覧した市民の意見をどのように教育委員に知らせてもらえるのか。

学校教育課長 教科用展示会につきましては、6月15日から7月4日まで教育総合センター3階で行う予定であり、そのなかでアンケートを行いまして、その結果を教育委員会にて見ていただくようにいたします。

磯田委員 今回は教育総合センターのみでの閲覧となったのか。全生涯学習プラザではなくともよいので、プラザでも市民が閲覧していただけるようにしてはどうか。

学校教育課長 そのように検討してまいります。

徳山委員 各社のアピールポイントをもらえないか。

学校教育部長 趣意書をお渡しします。

濱田委員 高校の教科書については、高校ごとの狙いや特徴を示したうえで報告するようにしてください。

学校教育課長 承知しました。

濱田委員 21ページの選定委員会の条例は、昭和55年当時から制定されていて、内容を見直す必要はないのか。

学校教育課長 現在のところは特に問題はありませんが、条例についても見つめなおしていきたいと思えます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第41号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第41号」を原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。  
「新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。  
説明を求めます。高武 教育振興基本計画担当課長。

教育振興基本計画担当課長 教育振興基本計画担当課長でございます。  
36ページをお願いいたします。  
それでは、「新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について」ご説明申し上げます。  
こちらの資料につきましては、4月の総合教育会議等で配付・説明させていただ

ておりますので、簡単にご説明申し上げます。

まず、「1 基本的な考え方」ですが、平成 30 年 6 月 15 日付けで閣議決定しました、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とすることを目指してまいります。

計画の策定にあたりましては、1 行飛ばしまして 5 か年スパン(令和 2 年度～6 年度)の教育施策の方向性を示し、各々の施策がどの目標の実現を目指しているのか体系的にまとめまして、最後の段落になりますが、教育の充実発展には、教育現場だけではなく、家庭の協力も必要不可欠であることから、児童生徒・保護者・教育関係者が共通認識に立てるよう、周知徹底に努めてまいります。

次に「2 主な論点」でございますが、記載しております(1)確かな学力の保証(学力向上対策)や(2)困難を抱える児童生徒への支援(不登校対策)(3)教育環境の整備などの 7 項目を大きな柱として策定したいと考えております。

「3 策定スケジュール」につきましては、現在、懇話会の設置等に向けた調整を行っており、第 1 回目の会議を 6 月に開催し、以降、月 1 回程度のペースで開催する予定で、懇話会委員の皆様にご意見を伺いながら、10 月を目途に素案を完成させる予定にしております。

この間適宜、教育委員会等へも報告させていただき、意見を頂戴する機会を設けさせていただきたいと考えております。

その後、計画素案につきまして、パブリックコメントを実施させていただき、令和 2 年 3 月に計画案を完成する予定にしております。

次に、37 ページの「教育振興基本計画懇話会委員」をご覧ください。

懇話会の委員は、学識経験者 5 名、各校園長及び P T A 代表 5 名の合計 10 名の構成となっており、網掛けは、女性の委員で 3 名となっております。

まず、専門的な知見・ご意見をいただく学識経験者につきましては、教育委員会からご本人に対しまして、委員への就任を依頼させていただき、

義務教育の分野は、I C T の環境整備や効果的な活用方法などを研究されており、文部科学省の I C T 教育活用アドバイザーに就任されております園田学園女子大学の堀田 博史氏と地域に開かれた学校運営や子どもたちの健やかな成長などを研究されており、県立伊丹西高校で学校評議員に就任されております兵庫教育大学大学院の川上 泰彦氏に、就学前教育の分野は、幼児期からの育ちや学びのプロセスなどを研究されており、国立教育政策研修所の幼児教育センタープロジェクト研究の委員に就任されております同志社女子大学の埋橋 玲子氏に、社会教育の分野は、社会奉仕活動を通じた地域における学習の教育的効果などを研究されており、本市の社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の委員に就任されております関西国際大学の山本 秀樹氏に、特別支援教育の分野は、特別支援学校のセンター的機能の推進やインクルーシブ教育等について研究されており、県立神戸特別支援学校の学校評議会委員に就任されております兵庫教育大学大学院の石橋 由紀子氏にご就任いただきます。

また、現場及び保護者の立場からご意見等をいただく校園長及び P T A につきましては、各校園長会を代表して園田幼稚園長の川口 祐子氏、立花小学校長の橋本 悦明氏、大庄北中学校長の増田 裕一氏、尼崎双星高等学校長の谷 清隆氏に、P T A は P T A 連合会を代表して、副会長の岡村 泰玄氏にご就任いただきます。

なお、委員の皆様には、専門の分野のみならず幅広い分野でのご意見をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 スケジュールをもう少し具体的に教えてください。

教育振興基本計画担当課長 10月末から11月にかけて素案を確定し、11月末から12月のうちの20日間パブリックコメントを実施し、意見を反映させて2月末までに成案を完成させる予定です。教育委員会につきましては、8月か9月に中間報告等を行い、また素案ができる前にも、10月ごろに報告させていただきます。

磯田委員 教育委員会で審議決定を行うのか。

教育振興基本計画担当課長 令和2年2月の教育委員会で最終決定をしていただく予定です。

白畑教育次長 3月に総合教育会議で大綱にさせていただきます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、「12月20日に発生した中学校生徒自死事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」の答申を踏まえた再発防止策の進捗状況について」を議題とします。

説明を求めます。東 いじめ防止生徒指導担当課長。

いじめ防止生徒指導担当課長 いじめ防止生徒指導担当課長でございます。「12月20日に発生した中学校生徒自死事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」の答申を踏まえた再発防止策の進捗状況について」をご説明いたします。38ページをお開きください。まず、「1 教職員のいじめ、自殺に対する感度向上」については、「いじめ早期認知に向けた指導の徹底」ということで、4月4日に臨時校園長会、4月25日に生徒指導主事研修にて実施しており、「年度当初における「いじめアンケート等の緊急点検」の実施」ということで、昨年度のアンケートをしっかりと確認して今年度はその解消に向けて取り組むよう指導しており、「管理職等を対象とした「いじめ防止・危機管理対応」に関する実践型研修の実施」ということで、管理職に対しては4月23日にいじめ防止生徒指導担当による研修、また5月23日に関西外国語大学の新井教授による研修を行い、指導主事に対しては4月25日にいじめ防止生徒指導担当による研修、また5月14日に兵庫県立大学の竹内教授による研修を行っており、「全教職員に対する「いじめ防止・危機管理対応」に関する校内研修の実施」ということで、先ほどの研修内容を校内伝達研修として学校ごとに随時実施して取り組んでおります。「児童生徒に対するいじめ防止、自殺予防、情報モラルに関する教育」については、中学1年生に対する「STOPit」の導入教育を活用した「いじめ未然防止講義」の開催を予定しており、また随時道徳教育の充実化、通信事業者等と連携

した「情報モラル教育講座」の実施、スマホルールの作成、自殺予防教育プログラム「GRIP」の実施などの取組みを行っております。「学校のいじめの早期発見、対応等に向けた体制の構築」については、「定期的ないじめ認知のためのアンケート調査の実施及び迅速な確認・対応」ということで、各学校の状況を調査・集計し、共通の項目を作成するなど2学期のアンケートに反映させようと考えており、「個別面談の機会の設定等」ということで、学校ごとに随時実施予定であり、各学校のいじめ防止対策委員会の体制強化ということで、校長会や生徒指導研究協議会等において啓発を行っており、またいじめ防止や対応に係る通知及びリーフレットを作成しており、「匿名報告アプリ「STOPit（ストップイト）」の導入」ということで、10月から順次導入予定などの取組みを行っております。「教職員のきめ細やかな生徒指導」については、「教員の児童生徒に対する対応姿勢の改善」ということで、いじめ防止や対応に係る通知及びリーフレットを作成しており、「傾聴スキル等の研修の実施」ということで、現在計画しているなど取り組んでおります。「教育委員会・学校の危機管理能力向上」については、「自死事案が起きた場合の「危機管理マニュアル」の策定」ということで、現在計画しており、「いじめ防止担当指導主事」の配置」ということで、現在配置は完了しており、「教育委員会による、各学校のいじめ早期認知・いじめ防止等に向けた取組状況の確認強化」ということで、6月14日よりいじめ防止生徒指導担当が各校訪問する予定であり、「教育委員会事務局における「学校教育部次長」「学校企画課」の創設」ということで、現在すでに創設されており、「年に4回程度の「いじめ問題対策審議会」の開催」ということで、第1回目が5月20日に実施され、第2回が8月26日に実施予定になっており、「弁護士等の専門家による相談体制の充実」ということで、専門家を3名から7名に増員するなどの取組みを行っております。「教員へのフォロー体制」については、「メンター制度の導入」ということで、現在職員課と調整中であり、「教員が児童生徒と向き合うことができる時間の確保」ということで、中学校におけるスクール・サポート・スタッフの配置促進を検討するなどの取組みを行っております。以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 点検結果で新たに見つかったのは1件だけか。

いじめ防止生徒指導担当課長 1件のみです。

徳山委員 部活動の先生との連携ができていなかった問題と教職員の業務実態の問題は現在どのようになっているのか。

いじめ防止生徒指導担当課長 部活動での情報が報告にあがってこなかったという問題があったので、部活動でのいじめの報告をいじめ防止対策委員会にあげるよう管理職に話しております。

徳山委員 教育委員会としてはどこで確認していくつもりか。

いじめ防止生徒指導担当課長 各校を回ったときに対策が練られているのかを確認し、さらに指導していきます。



徳山委員 これから少ない人数で回ることになるが、どのような部分を確認するのかを決めているのか。

いじめ防止生徒指導担当課長 アンケートの実施状況とそのもの確認し、いじめ防止対策委員会がどれぐらいの頻度で開催され、どのようなメンバーで構成され、各校でどのような独自の取組みがなされているのか、学校が荒れていないか、管理職のサポートができないかを確認していきます。

徳山委員 人事異動が起こったときの引継ぎや共有はされるのか。

いじめ防止生徒指導担当課長 これから必ずやっていきます。各校における記録を引き継いでいきます。

松本教育長 記録表を作り、後任が確認できるようにしていく。

いじめ防止生徒指導担当課長 各学校におけるいじめ防止対策委員会のメンバーにSSWも入れるように指導しており、毎回来られたときに報告するような流れにしています。専門的な見地からいじめをみていただけるようにしています。

徳山委員 SSWは6名しかいないのではないかな。

こども教育支援課長 現在は、派遣申請によらずに6地区を回れるよう目標にしています。

徳山委員 自殺の危機管理マニュアルを策定中と聞いたが、いつできるのか。

いじめ防止生徒指導担当課長 素案ができたので、できるだけ早くに、6月ごろを目途に完成させたいと考えています。

松本教育長 5月23日の研修はどのようなもので、出席率はどうだったのか。

いじめ防止生徒指導担当課長 教頭の新任研修が重なり、3、4校で代理出席があったが、ほぼ出席していました。来ていない学校に対しては個別に説明をしております。また新井教授が行った研修内容に関しては、数多くの実践経験から実際に起こったときに教員がどういう状況に置かれるのかといったことや、体制の在り方、自殺の現状、こどもの心理について、岩手県矢巾町の中学校の事例を出しながら、2～3人の校長が話し合いながら考えるといった内容でした。

徳山委員 保護者と生徒からの連絡事項が書かれた連絡手帳みたいなものは尼崎市では導入しているのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 学校によります。

徳山委員 園田東中学校ではやっていたのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 園田東中学校は担任によってはやっています。

徳山委員 保護者が気になることがあった場合の連絡手段は何があったのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 電話連絡です。

徳山委員 9時から17時以外の時間帯に連絡する手段がないのではないのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 電話連絡できない場合も連絡が取れるような手段が必要だと考えますので、連絡手帳のような取組みを広げていけるか検討する。

仲島委員 人員の余裕がないと連絡手帳を取り入れても対応が難しい。連絡手帳も見て、授業も行って、余裕がないので対応できない。もっと県の教育委員会に人員の要求をしていくべきだ。

濱田委員 教育委員会が現場へ行ってフォローしようという意思が伝わってきてよいのだが、管理職だけではなく、初期対応は現場の先生が行わなければならないのだから、現場の先生の研修やフォローもしてください。今年度各学校で行うアンケートは一斉で行うのか個別で行うのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 各学級で1回は必ず実施しています。これまでは学校独自のアンケートを使用しており、生活一般のなかでいじめを取り扱う場合や、いじめに特化したアンケートを実施する場合があるなど学校によって異なります。これからは、各学校のアンケートを集め、それらを検討して、2学期からのアンケート実施において共通項目を示していきたいと考えております。

濱田委員 報告であがってきている31校102人と12校23人の対応はできているのか。

いじめ防止生徒指導担当係長 3か月間行為がやまないと事案として消えないのですが、すでに謝罪が終わり解決しているなどの細かい状況を把握しております。謝罪が終わっていないなどの重たい案件については若干程度あるが、サポートしています。

濱田委員 先生を批判するのではなく、教員の支援やサポートを行うことの重要性を理解しなければならない。

いじめ防止生徒指導担当係長 いじめ対策審議会においても、指導や教科など教員の業務が多いため、余裕がなく感度が低くなっていじめの兆候を見逃していることがあるので、再発防止策については、指導や強化、徹底という観点ではなく、教員への支援やサポートという観点で考える必要があると指摘されました。学校へ出向き、学校の意見を聞きながら支援を進めていき

たいと考えております。

磯田委員 SSWについて今後の展開と現場での変化を教えてください。

こども教育支援課長 始まって間もないが、今までは確固たる状況が生じた場合にSSWを活用していたが、現在は気になることがあればすぐにSSWを活用し、情報収集を行っております。事態が重い場合には、ケース会議を開き、そこに必ずSSWを参加させています。学校の状況を細かく見ながら、そこにマッチングさせ、重点的に行かなければならないケースを判断していくように事業展開しており、それが定着化するようにすすめてまいります。

松本教育長 また、今後もいじめ問題対策審議会の答申を踏まえた再発防止策の進捗状況については教育委員会へ継続的に報告するようにしてください。

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、「尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について」を議題とします。

説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。平成31年4月29日に発生した尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案については5月20日に教育委員へご説明させていただいたところではございますが、本日の教育委員会定例会におきまして改めてご報告いたします。

それではお手元の資料の39ページをお開きください。「1 はじめに」についてですが、平成31年4月29日に、市立尼崎高等学校において発生した体罰事案は、かけがえのない子どもの命や人権を、学校現場において教員自らが脅かしたという許されざる行為であるにもかかわらず、必要な初期対応や報告を怠り、更には、体罰により生徒がけがをした事実の公表を、当初、不十分な確認により欠くなど、その不適切な対応が学校や教育委員会への大きな不信を抱かせるものとなりました。本報告は、これらの反省にたち、教育委員会として、具体的な体罰事案の内容や事案発生後の対応等について、関係者への事情聴取とともに生徒への聴き取り調査等の協力も得る中で可能な限り明らかにし、ここに公表するものです。本報告に基づき、体罰事案に関与した加害教員やその他教員の非違行為について、それぞれ厳正な対処を速やかに行うとともに、今後の再発防止の取り組みにも活かしていきます。

「2 調査の概要」についてですが、本報告書作成に当たっては、学校管理職及び男子バレーボール部の指導教員に対する事情聴取をそれぞれ複数回行うとともに、男子バレーボール部員に対する聴き取り及びアンケート調査を実施しました。学校管理職及び男子バレーボール部の指導教員には事情聴取を令和元年5月10日(金)～20日(月)に行い、現場体育館に居合わせた男子バレーボール部員には聴き取り調査を令和元年5月14日(火)に行い、男子バレーボール部員全員には同日にアンケート調査を行いました。

「3 当日の加害行為について」ですが、発生日時は平成31年4月29日(月・祝)午前11時頃、発生場所は市立尼崎高等学校北館4階体育館、加害教員は男子バレーボー

ル部副顧問（コーチ）、以下、「加害コーチ」といい、被害生徒は体育科3年 A君、関係者は男子バレーボール部監督、以下「監督」といい、また加害コーチ以外の男子バレーボール部コーチ、以下「Bコーチ」といい、また尼崎高等学校長、以下「校長」といい、尼崎高等学校体育科担当教頭、以下「体育科教頭」という。概要ですが、男子バレーボール部の練習中、A君が1年生にプレーの指導をしていたところ、他の生徒がスパイクしたルーズボールがネット付近にまで転がってくるので、加害コーチが、ボールをきちんと拾うようA君に指示しました。A君は、後輩の指導に集中しており、ボールに気づかなかったことを主張し、加害コーチは、当該指示のやりとりの中でA君が示した態度に腹を立て、右図のように移動しながら10回以上平手打ちをしました。その後、再度指導しようとした時A君は崩れ落ち、意識を失った。なおその間、加害コーチがA君に向かって、「サイコパス」と言ったとの複数の証言があります。被害生徒の負傷ですが、診断書によると、脳震盪、顔面打撲により受傷日より約1週間程度の加療、左鼓膜裂傷により治療期間約2週間でした。救護措置に関する加害コーチの行動ですが、A君が意識を失ったことにパニックとなった加害コーチは、A君に呼び掛けたり、呼吸の確認をしたが、救急車を手配するなどの適切な救護措置を行わず、加害コーチは、本館6階体育館にいる監督にA君の状況を伝えに行き、監督が北館4階にきたときには、A君が意識を失ってから20～30分程度経過し、加害コーチは、A君が一時意識を失う重篤な状況に陥ったにもかかわらず、加害当日、家族には、「叩いてしまって謝罪に行きます。」としか伝えておりませんでした。また、救護措置に関する監督の行動ですが、監督は、『A君に「大丈夫か。」と言ったら「うん。」とか「はい。」とか反応があったので、加害コーチらとともにA君をエレベーターホールに運び、エレベーター前のベンチに寝かせ、「大丈夫か。」と声をかけたり、呼吸や脈、心拍数を見、手を動かしたり、簡易な計算とか簡単なヒアリングをしたが、反応が良かったので、脳震盪でぼーっとしている状態かと思った。』と言っており、監督は、A君を座らせ、水分を補給させるとともに、汗をかいていたのでトレーナーに着替えさせ、また、手を曲げさせたり、足をさすったりして手の指とか足のしびれがないか確認し、部員が昼食を持ってきたので、監督は、体育館フロア内の教官室で食べたらいいと思ひ、A君を教官室に移動させ、休ませたとのこと。A君はこの頃から記憶がはっきりしていると言っておりました。

「4 加害コーチの過去の体罰について」ですが、本人の供述と生徒のアンケートの記載が合致したものに、平成30年8月、2年生の顔にボールを押し付けたこと、平成31年3月、3年生の首を掴んで投げた。3年生はパイプ椅子のところに転がり、足を打ち付けたことがあります。生徒のアンケートの記載から疑われる加害コーチの体罰には、Aへの複数回の平手打ち、部員への平手打ち、部員への蹴り、部員の胸を強く押す、部員の服を引っ張り、倒そうとする、平成31年3月又は4月、練習試合で部員を押し倒してステージ裏で膝を蹴った、押し倒した、入学してからちょっとたったとき(今年4月頃?)に、2年生の胸をこぶしで殴った、部員の胸ぐらをつかみ放り投げた、3月頃ビンタされた、部員を何回か叩いた、試合で負けた後の集合で部員を1人ずつビンタした、ボールで顔を叩く、ぶつける、春休みの練習試合の際、アップ不足の部員を壁に追い詰める。同時期の練習中、別の選手に対しても同じように壁に追い詰めていた、福岡遠征の際、その場にいたメンバーが全員ビンタを2回ずつされた、部員にボールを投げつけることはよくあった、平成30年12月の合宿で数回殴られた、4月の練習試合で部員を投げ飛ば

した、練習でよくボールを選手にぶつけていた、とのことがありました。

「5 加害コーチ以外の指導者（監督、B コーチ）の体罰について」ですが、監督は、「たまに部員の髪を引っ張っていた」との情報を元に本人に確認したところ、髪をつかみ「わかっているか。」と言ったことがあると言っており、B コーチは、体罰はしていないと言っており、現時点において、体罰に関する情報は確認されておられません。

「6 事案発生後の報告状況について」ですが、本件体罰事案について教育委員会が最初に知ったのは、5月7日午前、公務のため市立尼崎高校を訪問した教育委員会職員が、直前に同校に入電した匿名の体罰情報の報告を受けた時であり、教育委員会はこれを受け、同7日から翌日にかけて学校側への調査を行いました。当該学校側への調査においては、学校側からは体罰の報告はあったものの、A君が意識が失ったこと並びに脳震盪、顔面打撲及び左鼓膜裂傷、以下、「けが」といい、の診断を受けたことなどについては、報告がされませんでした。また、加害コーチは、4月30日8時30分頃に、A君の父親からの電話で29日深夜に救急病院へ行ったことと30日に耳鼻科を受診することを知り、同日20時頃に、A君の父親との電話で、左鼓膜裂傷のことを知ったが、5月7日に学校が調査するまで、自分が体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがの状況について学校管理職に報告しませんでした。また、監督は、A君が加害コーチの体罰により意識を失ったことは、4月29日の体罰後の現場に居合わせた際に把握しており、4月30日午後、A君の母親との電話で、左鼓膜裂傷のことを知り、5月7日に学校が調査するまで、加害コーチが体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがの状況について学校管理職に報告せず、5月7日の学校管理職への報告の際に監督が作成したメモには、事案発生時のA君の様子について、「脈も呼吸も正常で、受け答えもできた」と記載するのみで、A君がけがをしたこと及びA君のけがの状況は一切触れられておりませんでした。このことについて監督は、A君の両親が体罰事案を大ごとにしたくないと言っているためと主張しております。また、体育科教頭は、5月7日3限目終了後の監督及び加害コーチへの聴き取り並びに6限目終了後の加害コーチからの報告メモで、加害コーチがA君に対し体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがのことを知ったが、A君のけがの記述等がない監督のメモを元に、教育委員会に報告するための原案を作成した上で、加害コーチ及び監督がそれぞれ作成したメモを添付して校長へ手渡しました。なお、体育科教頭自身が作成したメモには、加害コーチが体罰を行ったことについては記載しているものの、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことについては記載していませんでした。また、校長は、5月7日～8日の教育委員会の調査に対し、加害コーチがA君に体罰を行ったことについては報告したが、A君が意識を失ったこと及びA君がけがをしたことについては報告をしませんでした。このことについて、校長は、5月9日19時過ぎ、A君の両親と面会して初めてけがのことを知ったと主張しているが、5月7日には、加害コーチからの報告メモを体育科教頭経由で受領しており、けがのこと等を知り得る状況にありました。5月7日午後、教育委員会が校長に対し、加害コーチの体罰の事実確認を行った際、校長からは、体育科教頭が作成したメモをもとに、加害コーチによるA君に対する体罰についての説明はあったが、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がありませんでした。教育委員会が、当該校長の説明に関して、より詳細を把握するために学校側に対して確認した事項に対する学校側の回答においても、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がありま

せんでした。翌日、教育委員会職員が、電話で校長に対し、当該事案に関するさらなる詳細の確認を行った際も、同様に、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がありませんでした。ただし、教育委員会は、当該事案に関する報道発表を行うにあたって、A君の保護者に報道発表をする旨を伝達するよう、学校に対し指示はしたものの、A君本人やA君の保護者、加害コーチに対し、直接事実関係等を確認しないまま、5月9日午前に、学校側からの報告を尊重し、本件体罰事案に関する報道発表を行い、「けがはない」旨の情報を公表しました。

「7 教育委員会の判断」についてですが、ご説明いたしました3から6を踏まえ、今回の事案については、①「体罰」の有無、②適切な救護措置の実施の有無、③「体罰」及びA君のけがの状況についての学校管理職又は教育委員会への報告義務違反の有無の3点から、それぞれの関係者の当時の行為を評価することといたしました。本事案に関する「体罰」の有無についてですが、加害コーチは今回の事案において、A君を10回以上平手打ちし、一時意識を失わせるとともに、脳震盪、顔面打撲及び左鼓膜裂傷のけがを負わせており、身体に対する強い侵害を内容とする体罰を行ったものと判断します。指導者の過去の「体罰」の有無についてですが、加害コーチの過去の体罰も、「顔にボールを押し付ける」、「3年生の首をつかんで投げる」など、身体に対する侵害を内容とするものであり、体罰と判断します。また、生徒等からの証言に基づくその他の行為も体罰の可能性が極めて高く、加害コーチによる体罰が常態化していたものと思われます。監督についても、過去に、生徒の髪をつかみ「わかっているか。」と言った行為は、生徒の身体に対する侵害を内容とする体罰と判断します。適切な救護措置の実施の有無についてですが、加害コーチは、自らの体罰でA君が20～30分意識を失ったにもかかわらず、その間、救急車を手配するなどの救護措置を行いませんでした。また、加害当日、家族に、自身の体罰の具体的な様子や、A君の事案発生時の様子を伝えませんでした。このことは、A君の安全を守る観点から極めて不適切な行為であり、生徒の教育活動中における教員の安全配慮義務に違反しております。監督は、体罰が行われた北館4階体育館に着いた際に、加害コーチによる体罰を把握し、かつ、そのことによりA君が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかったりしたことは、A君の安全を守る観点から極めて不適切な行為であり、生徒の教育活動中における教員の安全配慮義務に違反しております。なお、監督は、北館4階体育館に着いた際、「A君が呼びかけに反応した」と主張しているが、A君は、監督にエレベーターホールから教官室に連れていかれたところくらいから記憶がはっきりしていると言っており、また、監督が到着した時、A君は目を瞑っていたとの話もあるので、監督が到着した時点では、A君は完全に意識を取り戻していなかったものと考えられます。Bコーチは、体罰の現場に到着してすぐに監督が到着したため、アイシングできるものを取りに行き、ゼリーやおにぎりを買って行ったため、救急車を呼ぶなどの救護を判断する立場でなかったものと判断します。「体罰」及びA君のけがの状況についての学校管理職又は教育委員会への報告義務違反の有無についてですが、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることから、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」においても、「校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のため

に必要な体制を整備することが必要」とされており、教員が体罰を行った場合や、他の教員の体罰を把握した場合には管理職に報告することは、教員としての当然の責務であり、本調査では、今回の体罰行為の悪質さやけがの重篤度に鑑み、「体罰があったこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」を認識していたにも関わらず、それらを学校管理職等に報告をしなかった場合は、その理由にかかわらず「報告義務違反」と定義し、学校管理職等への報告を意図的に行わなかったことが確認された場合又は教員の職責に鑑みれば通常であれば当然報告するであろう状況において当該報告を行わなかった場合には「隠ぺい」と定義し、それぞれ次のように判断いたしました。加害コーチは、自分自身の体罰によりA君が一時意識を失うなど深刻な事態に至っているにもかかわらず、5月7日に学校管理職からの聴き取りがあるまで、「体罰をしたこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」を報告していなかったことは、「報告義務違反」にあたります。監督は、4月29日の事案発生後、「体罰があったこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」を把握していたにも関わらず、5月7日に学校管理職からの聴き取りがあるまで、「体罰があったこと」を報告しなかったことは、「報告義務違反」にあたり、なおかつ、学校管理職からの体罰に関する聴き取りがあったにも関わらず、監督は、学校管理職に対し「体罰があったこと」を報告するのみで、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」について自ら報告していないことは、教員の職責に鑑みれば通常であれば当然報告するであろう状況において、当該報告を行わなかったと判断され、「隠ぺい」にあたります。Bコーチは、北館体育館にBチームの様子を見に行った時に、A君が倒れている現場に出くわしたが、ぶつかったか何かでけがをしたのかと思ったと供述しており、体罰の認識はありませんでした。体育科教頭は、監督及び加害コーチからの報告により、「体罰があったこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」を把握していたにも関わらず、校長に対して、「体罰があったこと」のみを記載したメモを自ら作成し報告したことは、例え、当該メモに、加害コーチ及び監督がそれぞれ作成したメモを添付していたとしても、極めて不適切であり、限りなく「隠ぺい」に近いと判断します。校長は、教育委員会に報告する際には、既に、「体罰があったこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」が記載された加害コーチのメモを受け取っており、「体罰があったこと」以外の事実についても把握可能な状況であり、当該加害コーチのメモを確認していなかったとすれば、「隠ぺい」にあたるとはいえないが、体罰の実態を適切に把握する責務を有する校長として職務を適切に遂行しているとは言えず、極めて不適切な対応でした。

「8 当初の教育委員会の記者発表においてけがの事実が公表されなかったことについて」、まず教育委員会における課題認識ですが、今回の体罰事案の一連の報道に関して、教育委員会は、5月9日には、学校の報告に基づき、「けがはなかった」と発表し、その後、会見内容に対するA君の家族からの指摘や匿名の通報により、けががあったことの実態を把握し、各報道機関に発表内容の訂正を行うこととなり、これにより、教育委員会と学校ぐるみの意図的な隠ぺいの疑いや、報道姿勢への不信を抱くこととなったが、その原因については、主に下記のような問題点があったものと考えており、教育委員会及び学校は深く反省しなければならないものと認識しております。今後、二度とこのようなことのないよう、事実の公表や報道への対応の適正化を図ってまいります。主な問題点といたしましては、事実確認に際し、十分にその信ぴょう性を確認せず、学校側の

報告を尊重したこと、5月7日の発覚から9日の報道発表までの間、少なくともけがの有無、程度などの重要な点については、本人、家族、関係者への確認を教育委員会からも直接すべきであったこと、校長や学校関係者に対する情報公開や危機管理対応の重要性の指導が不十分であったこと、が挙げられます。次に、学校において「体罰」、「安全配慮義務違反」、「報告義務違反」及び「隠ぺい」等を招いた背景の検証の必要性ですが、今回確認できた学校における「体罰」等については報告のとおりですが、今後、再発防止策の検討はもちろん、日頃の学校の管理運営体制、部活動の指導・運営体制、さらには、部活動を含む学校全体の組織風土にかかる課題が、今回の「体罰」や「隠ぺい」等を招く要因として影響していなかったかなど、幅広い角度から検証していく必要があると考えております。

次に、49ページの資料2「尼崎市立学校園における体罰の実態調査について」ですが、今後、尼崎市立全学校園における体罰の有無について、速やかに調査を行うこととしております。まず、市立尼崎高校の野球部調査につきましては、アンケート対象は野球部部員で、アンケート実施時期は中間テスト終了後に開始し、5月末を目途にとりまとめを行います。次に、市立尼崎高校の全校調査につきましては、アンケート対象は生徒・保護者・教員で、アンケート実施時期は中間テスト終了後に開始し、5月末を目途にとりまとめを行います。最後に、市立学校園の調査につきましては、アンケート対象は市立学校の生徒・保護者・教員及び市立幼稚園の保護者・教員で、アンケート実施時期は6月中に開始し、上半期を目途にとりまとめを行います。アンケート内容は共通で、自身への体罰の有無及びその状況について、他者への体罰の有無及びその状況について、その他教師、顧問などからの暴言などを聞きます。また、実施方法も共通で、学校における教師－児童・生徒という関係性の特性に鑑み、生徒・保護者に対するアンケート調査については、児童生徒や保護者が申しやすいよう、記名か匿名かを選択可能な調査方式とした上で、封筒に入れて、教師等の眼に触れない形で教育委員会が回収します。なお、調査結果に基づき、体罰が疑われる場合には、教育委員会による教職員等へのヒアリングを実施いたします。

最後に、50ページには参考資料として令和元年度臨時尼崎市総合教育会議の次第をつけておりますのでご清覧ください。報告は以上でございます。

- 松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 徳山委員 現在、加害コーチや監督は自宅待機か。
- 職員課長 加害コーチ及び監督ともに部活指導から外れている。
- 学校教育部次長 加害コーチは休んでおり、監督は部活動も授業も行っていないと聞いております。
- 徳山委員 処分の見通しはいつになるか。
- 職員課長 できるだけ速やかに行いたいと考えております。教員に係る処分であることから県と協議しながら、また、市費の教員であることから市の基準とも照らし合わせながら進め



て参ります。

徳山委員 明確な見通しがたっていないが急いでいるということでよいか。

職員課長 加害コーチについては常習性も疑われており、監督については聞き取りの一部を是認していないので、そのあたりもおさえつつすすめている次第です。

徳山委員 被害を受けた生徒は学校に通えているのか。

職員課長 学校には通えているが、耳に違和感があると聞いております。

学校教育部長 13日以降は1日欠席しただけで、授業や部活にも出席されております。

徳山委員 部活は誰が指導しているのか。

学校教育部長 部活はもう一人の顧問と外部コーチが指導しております。

徳山委員 動揺は収まっているのか。

学校教育部長 優先的にバレー部員が利用できるように、スクールカウンセラーが派遣されております。

こども教育支援課 基本的にはスクールカウンセラーの派遣は1名ですが、20日からの3日間は2名を派遣しており、3年生部員を2～3人グループにして雑談の中から気持ちを出していくなどの対応を行っております。

磯田委員 教育委員会事務局が加害コーチに自宅待機を命じているのか。

職員課長 教育委員会事務局からは部活動指導を外すことのみで、加害コーチ本人が体調不良で自宅静養しております。

仲島委員 被害届が出たら傷害罪になるとの世間的に非常に厳しい意見が出ていて、本人、学校、教育委員会はどのように考えているのか。被害届が出ていないからという考えでは済まされない。

職員課長 当然、被害届が出るか出ないかの問題ではなく、加害コーチは勿論、学校や教育委員会も加害コーチへの指導が及んでいなかった責任があると考えております。

松本教育長 刑事上の取扱いについては、ご家族が被害届を出すか出さないかの問題もあるが、教育委員会が認知しているので、どのような対応するのかという問題もあるので、この報告書や関係資料を警察に情報提供し、相談を行っている。また、ご家族のご意向もあるので、

そのあたりの状況も踏まえて対応を検討している。

濱田委員 被害者の保護者は被害届や加害者についてどのような考えをもっておられるのか。

職員課長 被害届を出すことは何っておりません。加害コーチには怒りの感情をもっている。

学校教育部次長 何よりも自分の子どもが部活動への影響を受けていないかを心配しております。

職員課長 被害にあった生徒自身が、報道や様々な話を聞くなかで、自分が悪いのではないか、バレー部に迷惑をかけているのではないかと思悩むことがあると聞いております。

徳山委員 そのような状況であつたら被害生徒の保護者が被害届を出しにくい心境にあると思うので、教育委員会が被害届を出す必要もあるようにも思う。

磯田委員 被害届を出すことによる被害者の心境や立場が非常に辛いものになるのではないかと危惧されるので、子どものことを考えると難しいところではある。

松本教育長 教育委員会も初期対応について責任があり、体育科に対する関わり方についても責任がある。強い部活を育てようという方針のもとで体育科が作られ、体育科に対する期待やバッシング、プレッシャーのなかで、指導者が勝つことに貪欲になって、それを教育委員会が後押しをするというなかで、こうした体育科の土壌ができてしまった責任がある。体育科を作った当時の理念やこれまでの体育科への対応、見方などを検証していく必要がある。

徳山委員 体罰を認知したときの一般的なフローはあるのか。

松本教育長 マニュアルとしてはないが、体罰が発覚したら管理職に報告し、管理職は教育委員会に報告するように通知している。まず報告は、一般的に指導系と呼ばれる所管課に行われる。指導系の担当者が学校へヒアリングを行い、ある程度調査したうえで、体罰があつたと明らかになったときには、管理系と呼ばれる職員課に移り、処分の観点で調査することになる。ここで問題となるのが、指導系は管理する立場だけではなく、学校の相談にのるなどの支援する立場にもあり、その指導系が初期対応を行うことによって認知の甘さが出てくるので、そのあたりの流れについては検証が必要ではないかと考えている。

徳山委員 今回の案件は校長からの報告で発覚したのか。

職員課 7日に匿名の電話があつて動き出しました。その電話対応をしている際に、別件で高校にいた指導主事があわせて報告を受けました。

徳山委員 そのあとすぐに職員課へうつったのか。

職員課長 幼稚園・高校企画推進担当で初期対応を行いました。

徳山委員 そのときに加害コーチへの聞き取りを行ったのか。

職員課長 7日、8日時点では校長からの聞き取りを行いました。

徳山委員 世間で批判を受けている点であるが、一般的なフローとして保護者に聞き取りを行うことになっていないのか。

松本教育長 一般的には体罰が発覚したタイミングで公表するよりかは、ある程度事実が解明され、処分と併せて公表することの方が多いが、今回の場合はマスコミが認知したのが早く、認知した翌日に報道するとされており、また加害者本人も体罰を認めていた状況にあったので、早く公表しなければならないのではないかと判断のもと7日時点で早急な調査と公表を指示した。担当課は急いで調査と公表をしなければならない状況にあつて、校長からの報告やその後校長への確認を行い、公表資料を作成した。しかし、その公表資料のもととなった校長の報告が正しくなかった。原則としては、加害者本人、その周辺の教員、被害者生徒、その保護者へ丁寧に確認したうえで公表すべきであった。このあたりのタイミングに課題があるのは確かである。一方で処分を待って公表することが適切とも限らず、このあたりの考え方が整理できていないのが事実である。

徳山委員 インターハイ予選はいつからいつまでか。

管理部長 6月1日から9日までが県の予選です。

教育次長 県大会は10連覇中です。

濱田委員 生徒やその保護者へのケアと学校の体質を調査し続けなければならない。

松本教育長 仮にインターハイで負けた際にその批判の矛先が被害を受けた生徒にいかないようにフォローする。また同時に、教育委員会は体罰を絶対に認めない、隠蔽も認めないという毅然とした態度をとり続けなければならない。

濱田委員 市内の学校園に対して調査をするのか。

職員課長 調査を行う。

松本教育長 職員課が直接調査をするというやり方もあるが、調査全てを職員課が行うことには人員や体制の問題があるので、そのあたりを含めて議論していかなければならない。調査しながら報告体制やそのフローについて議論していきたい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。  
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。  
報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。  
「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。  
お手元の資料、51ページをお開き願います。  
まず、総務関係でございます。4月25日及び26日に近畿都市教育長協議会定期総会がございました。また、5月9日から14日までアウクスブルク60周年関連事業のため教育長がアウクスブルクへ出張いたしました。第1回教育委員協議会及び臨時会につきましては5月13日に、第2回総合教育会議につきましては5月16日にございました。  
次に、学校教育関係でございます。5月25日にあまよう特別支援学校の体育祭がございました。  
続いて、社会教育関係でございます。4月24日にボクシング野中選手の市長表敬訪問、5月3日に高円宮賜杯チャレンジカップ全日本少年野球大会、5月13日に連合婦人会総会、23日にPTA連合会定期総会、25日に尼崎市体育協会総会がございました。  
最後に、6月の主要行事予定表でございます。6月2日に第31回尼崎市民ウォーク、3日に兵庫県・尼崎市連絡会議がございます。また、6月の市議会定例会が11日から26日まで開催され、12日から14日まで一般質問、19日に文教委員会があります。第3回総合教育会議につきましては6月10日に予定しております。また、教育委員協議会につきましては6月10日16時から、6月定例会につきましては、6月24日16時から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。また、ここからは非公開とし、議案関係者以外は ご退席ください。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後7時20分、教育長は閉会を宣した

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。